

記入例

様式第2（第4条関係）

~~製造所~~
危険物貯蔵所設置許可申請書
~~取扱所~~

令和5年4月1日			
京都中部広域消防組合管理者様			
申請者			
住所 <u>京都府亀岡市荒塚町1丁目9番1号（電話0771-22-9581）</u>			
氏名 <u>株式会社消防 代表取締役 消防 太郎</u>			
設置者	住所	京都府亀岡市荒塚町1丁目9番1号 電話 0771-22-9581	
	氏名	株式会社消防 代表取締役 消防 太郎	
設置場所	京都府亀岡市篠町篠向谷5番地の1		
設置場所の地域別	防火地域	用途地域別	
	防火地域	近隣商業地域	
製造所等の別	貯蔵所	貯蔵所又は取扱所の区分	屋内貯蔵所
危険物の類、品名（指定数量）、最大数量	第4類第1石油類（200）100 第4類第2石油類（1,000）1,500		指定数量の倍数 1.5倍
位置、構造及び設備の基準に係る区分	令第10条 第4項 (規則第16条の2の3 第2項)		
位置、構造、設備の概要	特定屋内貯蔵所(別紙のとおり)		
危険物の貯蔵又は取扱方法の概要	容器に入れた塗料を貯蔵する。		
着工予定期日	許可後即日	完成予定期日	着工後〇〇日
その他必要な事項			
※受付欄	※経過欄		※手数料欄
	許可年月日		
	許可番号		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - この設置許可申請書は、移送取扱所以外の製造所等に用いるものであること。
 - 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 品名（指定数量）の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に（ ）内に該当する指定数量を記載すること。
 - 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄には、適用を受けようとする危険物の規制に関する政令の条文を記入すること。危険物の規制に関する規則の適用条文の記載がさらに必要な場合は（ ）内に記載すること。
 - ※印の欄は、記入しないこと。

危険物製造所・貯蔵所・取扱所設置許可申請書 記入要領

※ 申請書には、申請に関する書類の添付が必要ですので、ご準備ください。

※ 不明な箇所は、消防署に届け出される際、窓口で確認のうえ記入していただいても構いません。

番号	項目	確認事項
①	申請書名称	製造所、貯蔵所、取扱所のうちいずれか該当する方を○で囲むよう記入する又は該当しない方を二重取消線で消します。
②	申請者住所・氏名	申請者の住所及び氏名は、③の設置者と同一とします。ただし、次に掲げる方は、申請することができます。 (1) 設置者から許可申請に係る権限を委任された方（委任状が必要） (2) 管理者又は申請者などで、既に申請権があることが届出されている方
③	設置者住所・氏名	設置者住所、氏名は、製造所等を設置しようとする方（当該製造所等を所有する方）の住所、氏名を記入します。 法人は主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の役職名及び氏名を記入します。
④	設置場所	設置場所は、登記簿に記載されている所在地及び地番を京都府から記入します。 通称名、番地略称等は記入しないでください。 移動タンク貯蔵所は、常置場所の住所を記入します。
⑤	設置場所の地域別	防火地域別は、都市計画法第8条第1項第5号に規定する区分により、「防火」、「準防火」、「指定なし」等を記入します。 用途地域別は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する区分により、「工業」、「準工業」、「第一種低層住居地域」等と記入します。
⑥	製造所等の別	製造所等の別は、製造所は「製造所」、危政令第2条に掲げるものは「貯蔵所」、危政令第3条に掲げるものは「取扱所」と記入します。
⑦	貯蔵所又は取扱所の区分	貯蔵所又は取扱所の区分は、危政令第2条又は第3条に規定する区分により、「屋内貯蔵所」、「給油取扱所」等と記入します。
⑧	危険物の類、品名（指定数量）、最大数量	危険物の類、品名、最大数量は、次により記入します。 (1) 危険物の類、品名は、法別表第1に掲げる区分を記入します。ただし、品名が多い場合は、別紙のとおりと記入し、一覧表等の資料を添付します。

		<p>(2) 製造所（一般取扱所）にあつては、原料危険物、中間危険物及び製品危険物をすべて記入します。</p> <p>(3) 移動タンク貯蔵所は、移送する危険物が異なる場合、移送することが予定されるすべての危険物を記入します。</p> <p>(4) 最大数量は次により算定し、記入します。</p> <table border="1"> <tr> <td>製造所又は一般取扱所</td> <td>危険物審査基準により算出します。</td> </tr> <tr> <td>タンクに貯蔵する場合</td> <td>危政令第5条により算出した容量とします。</td> </tr> <tr> <td>販売取扱所</td> <td>申請を行う販売所における保有量とします。</td> </tr> </table>	製造所又は一般取扱所	危険物審査基準により算出します。	タンクに貯蔵する場合	危政令第5条により算出した容量とします。	販売取扱所	申請を行う販売所における保有量とします。
製造所又は一般取扱所	危険物審査基準により算出します。							
タンクに貯蔵する場合	危政令第5条により算出した容量とします。							
販売取扱所	申請を行う販売所における保有量とします。							
⑨	指定数量の倍数	指定数量の倍数は、貯蔵又は取り扱う危険物の最大倍数を記入します。						
⑩	位置、構造及び設備の基準に係る区分	位置、構造及び設備の基準に係る区分は、申請に係る製造所等が適用される法令の条文を正しく記入します。						
⑪	位置、構造、設備の概要	位置、構造、設備の概要は、製造所等の概要を簡潔に記入します。なお、記入しきれない場合は、別紙を添付します。 (例) 特定屋内貯蔵所、屋内給油取扱所など						
⑫	危険物の貯蔵又は取扱方法の概要	危険物の貯蔵又は取扱方法の概要は、貯蔵又は取扱方法、その目的等を簡潔に記入します。 (例) ボイラー用燃料を貯蔵する。地下タンクに貯蔵し、地上タンクに送油する。						
⑬	着工予定期日	着工予定期日は、「許可後即日」等と記入します。着工年月日を記入する場合は、令和〇〇年〇月〇日と記入します。 完成予定期日は、「着工後〇日」と記入します。完成予定年月日を記入する場合は、令和〇年〇月〇日と記入します。						
⑭	その他必要な事項	その他必要な事項は、次の事項等を記入します。 危政令第23条の特例適用を求める場合、特例適用内容書を添付の旨を記入します。						